

平成 21 年度伊吹山自然再生事業の概要

目的 お花畑の維持・復元

実施主体 滋賀県・米原市

事業区域 琵琶湖国定公園の特別保護地区、国指定天然記念物に指定されているお花畑を中心とした区域

自然再生の手法

植生遷移対策、重要植物・植生等の保全対策

植生遷移対策(区域 a,区域 b,区域 f)

かつてのお花畑に侵入したススキや低木について、刈り取りや伐採によりお花畑の再生を目指す。お花畑への影響を考慮し、実施する面積は小面積にとどめモニタリング調査を実施しながら慎重に行う。

また、保全活動団体の資質向上を図るため、植生遷移対策に関する技術研修会を開催する。

◆ 遷移植物の刈り取り後
サンカヨウの芽生え (イメージ)



◆ 復元後のお花畑 (イメージ)



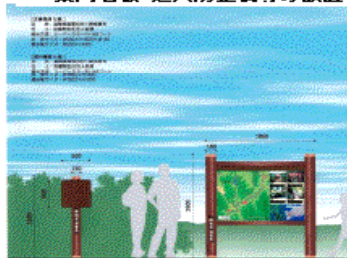
12

重要植物・植生等の保全対策(エリア A,エリア B)

観光客等利用者の利用区域を明確化するための案内看板と注意看板を設置し、外来種の繁茂を防止するための人止め柵を設置する。

看板設置場所周辺に生育する重要植物への影響に配慮し、植物が枯れる 11 月頃に設置する。

◆ 踏みつけ等による被害対策(+ 外来植物の生育適地を減らす)
案内看板・進入防止柵等の設置



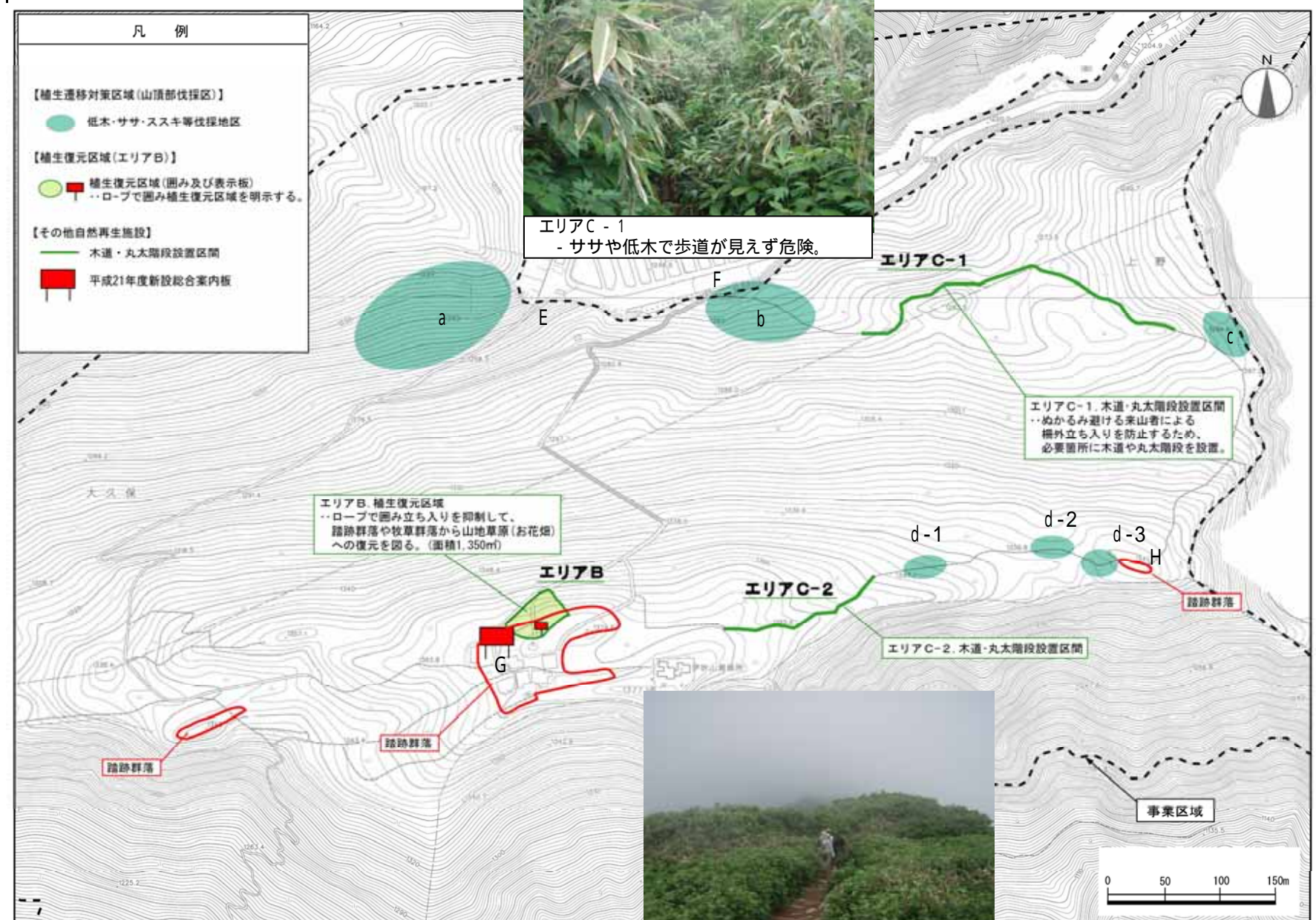
案内看板

進入防止柵

◆ 外来植物の抜き取り等の除去作業は、今後調査したうえで、在来種との競合関係等を見定めてから実施する。

13

概況調査票2(山頂部)



植生復元区域の概況

・エリアB(囲い込み区域の状況)
牧草に混じてシロツメクサ、キバナノレンリソウ、ミヤマコアザミ、イブキトラノオなどが生育している。

植生遷移対策区域の概況

・区域a
アカシの優占する草地内に樹高2~3mのノリウツギやマユミが散生している。区域内の斜面下部にはチシマザサ群落が見られ、チシマザサ群落より下部はオオイタヤメイゲツの低木林となっている。

・区域b
全体に樹高1m程度のノリウツギ低木群落となっており、一部がチシマザサ群落となっている。ノリウツギやチシマザサが一面に生育しているため、生育する種類数は少なくなっている。

・区域c
全体に樹高1m程度のノリウツギ低木群落となっている。ノリウツギに一面に被われているため、種類数は少なくなっている。

・区域d
d-2, d-3付近ではそれぞれ10株程度のススキの大株がオオヨモギなどに混じてみられるが、ススキが優占するには至っていない。

施設撤去・設置予定箇所の状況

・エリアC-1
岩場が多く遊歩道としては非常に歩きにくい状況となっている。また、周辺のササや低木が道を被い、藪の中を通るような箇所もある。現在のように歩きづらい道であることの注意を喚起せずに人を入れていると、そうとは知らずにヒールのあるサンダルで入っている観光客やそういった道に不慣れなお年寄りもあり、捻挫などの怪我は避けられない。西遊歩道と同様に観光客を受け入れるのであれば、相応の整備が必要と考えられる。

・エリアC-2
雨天時にはぬかるむものの、傾斜が比較的緩やかであり、昨年度調査後に丸太階段が設置されたようである。雨天時のことを考えると木道があった方が良いかも知れないが、現在は登山道の広がりなどは見られない。

・区域E(西遊歩道入口)
現在、看板が立っている立地はオオバコ、クサイなどが優占する踏跡群落となっており、現在の場所で看板撤去、設置を行うことに問題はないが、資材置き場などは山地草原の方を使用しないなど、作業時には現状の改変地から外に出ないように留意することが必要である。

区域F(中央入口)

現在、古い国定公園の看板が立っている立地はアカシ、オオヨモギ、シシウド、ミヤマコアザミなどが生育している。ミヤマコアザミは重要種に位置づけられており、付近には山地草原種が多いことから、看板の撤去や設置作業時には極力、植生を傷つけないよう配慮する必要がある。資材置き場などには歩道入り口の階段上裸地を利用するなど、作業による踏みつけ等が広範囲に及ばないようにすることが必要である。

区域G(山頂)

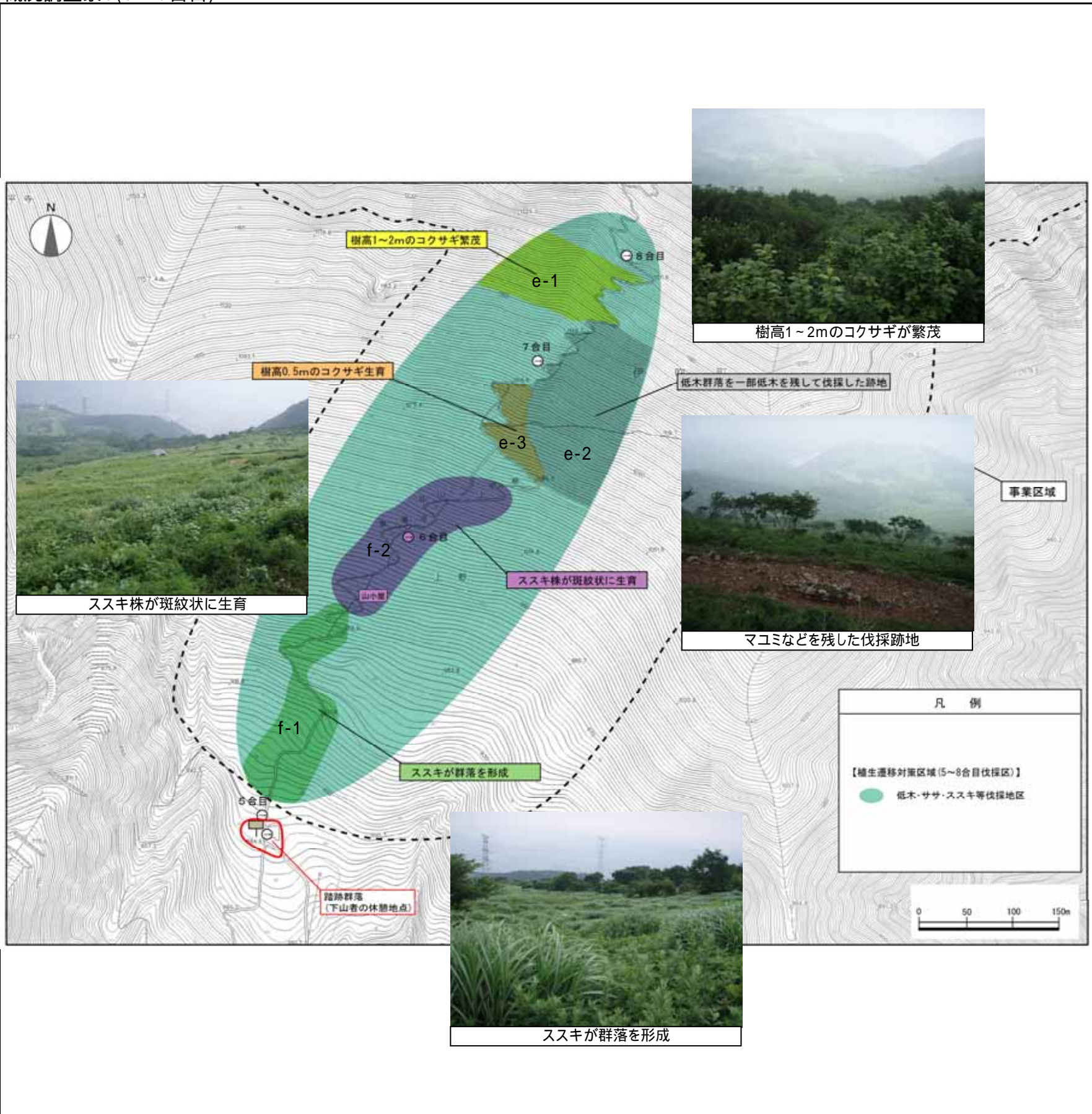
現在、看板が立っている立地はオオバコ、クサイなどが優占する踏跡群落となっており、現在の場所で看板撤去、設置を行うことに問題はないが、資材置き場などは山地草原の方を使用しないなど、作業時には現状の改変地から外に出ないように留意することが必要である。

区域H(東遊歩道看板設置箇所)

現在、看板が立っている立地はオオバコ、クサイなどが優占する踏跡群落となっているが、イブキトラノオ、リュウノウギク、シモツケといった山地草原種が混生している。現在の場所で撤去、設置を行うことに問題はないと考えられるが、資材置き場の設置や作業時には踏跡群落から外に出ないように留意することが必要である。



概況調査票3(5～8合目)



植生遷移対策区域の概況

- ・コクサギその他低木の繁茂状況
- ・樹高1～2mのコクサギ、マユミが密生しているのは7.5～8合目にかけての登山道西側である(e-1)。
- ・また、登山道より東側の一部はコクサギが一度伐採された跡地で、伐採の際に残されたマユミの低木が散生している(e-2)。
- ・6.5～7合目の登山道沿い東側はオオヨモギ群落内に0.5m程度のコクサギが混じっており、コクサギ伐採跡地と考えられる。放置すればいずれはコクサギ群落に遷移すると予測される(e-3)。



樹高1～2mのコクサギが繁茂



樹高0.5m程度のコクサギがオオヨモギ等に混じって生育

- ・ススキの繁茂状況
- ・ススキが最も繁茂しているのは5～5.5合目の登山道沿いで、この辺りは相対的にもススキ群落となっている(f-1)。
- ・5.5～6.5合目はオオヨモギが優占する草場で、ススキは斑紋状に点在している(f-2)。

山地草原種の生育状況

- ・昨年度の調査結果から、オオヨモギ群落内にはメタカラコウ、オオハナウド、イブキアザミ、イブキトリカブト等の山地草原種が豊富に生育していることが確認されており、また5合目付近のススキ群落の中にもオオハナウド、イブキノエンドウ、イブキアザミ、イブキトリカブト等が生育していることが確認されている。現地調査時にも登山道沿いでイブキジャコウソウ、キリンソウ、カワラナデシコ、キバナノカワラマツバなどの山地草原種を確認した。

外来種の生育状況(登山道沿い)

- ・昨年度調査時と同じく登山道沿いにヒロハウシノケグサが生育していたが、山地草原内やコクサギ群落内などには外来種はみられなかった。



登山道沿いのヒロハウシノケグサ

【伊吹山 利用と保全のローカルルール(案)】

・利用者側編

伊吹山の自然環境を守るためには、訪れる人達の協力が必要です。特にお花畑では、自然環境保護に対する皆さんの意識と行動が大切です。このため、伊吹山自然再生協議会では、利用者に守っていただくべきルールを定めています。

伊吹山の貴重な自然を将来に渡って体験していただくためにも、このルールに沿った利用をお願いします。

(お花畑の植生保護等)

- ・歩道を外れて草地へ立ち入らないでください。
- ・ロープや柵が設置されている場所ではそれを越えて立ち入らないでください。
- ・東遊歩道は下り専用として利用してください。
- ・写真撮影時や観察時などに、歩道を外れたり柵を越えて立ち入ったりしないでください。また、歩道内であっても歩道沿いの植物の踏みつけに注意してください。
- ・写真撮影時や観察時などに、他の利用者の通行の妨げにならないように配慮してください。

(希少動植物の保護)

- ・ドライブウェイではガードレールより外に立ち入らないでください。
- ・猛禽類への餌付けなど野生動物に食べ物を一切与えないでください。
- ・動物の撮影や観察を目的として、接近や刈り払い等、動物の行動に攪乱を与える行為をしないでください。

(自然環境への配慮)

- ・動植物の採集はもちろん、石や落ち葉も持ち出さないでください。
- ・外来種、園芸種を持ち込まないでください。
- ・ペットは持ち込まないでください。

(ゴミ、騒音等)

- ・ゴミは全て持ちお持ち帰りください。
- ・休憩場所などで大声や大きな音を出さないでください。
- ・喫煙者は灰皿を携帯してください。(天然記念物指定地域内では、喫煙しないでください。)
- ・トイレは登山口や駐車場ですませ、野外排泄はしないでください。

・受入れ側編

伊吹山の自然環境を守るためには、事業者の皆さんがここを訪れる人達に利用ルールの普及・啓発に努めるだけでなく、その行動にも責任を持っていただく必要があります。伊吹山での事業活動が、自然環境に及ぼす影響を少しでも軽減されるようこのルールに従って営業してください。

(天然記念物区域およびその周辺域について)

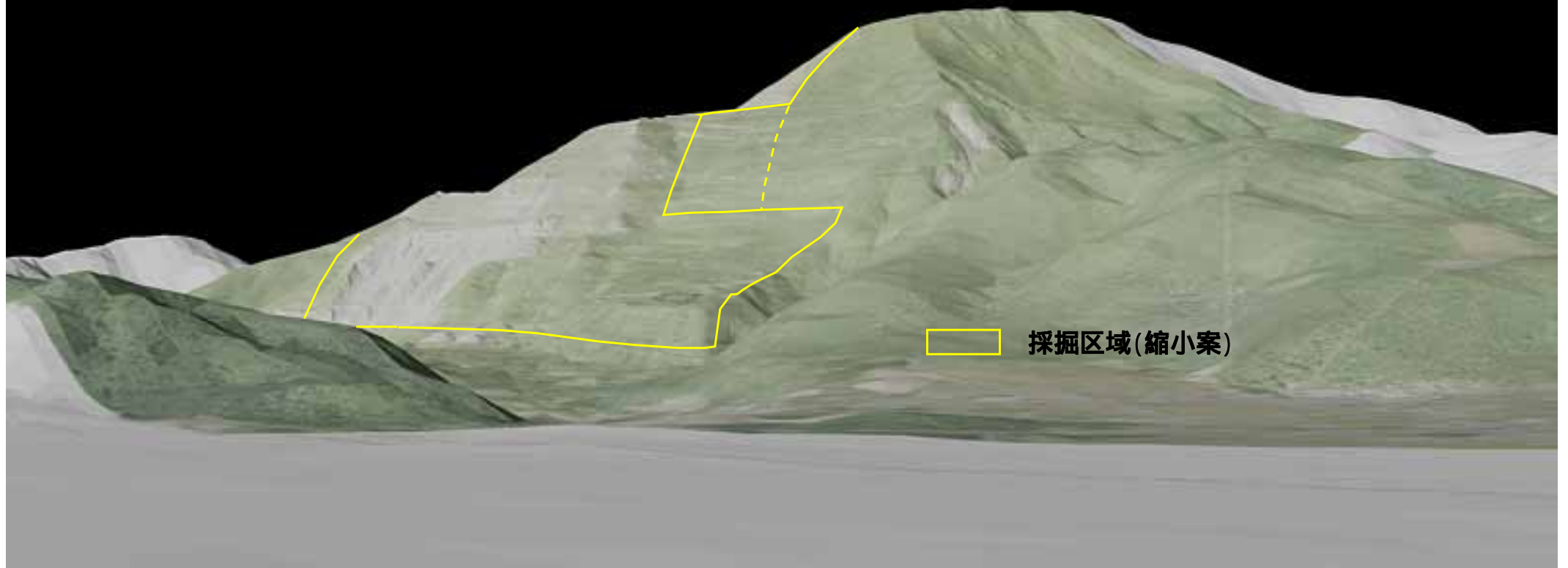
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における土地の形状変更や貴重植物の移植・展示をしないでください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における工作物の新築・改築・増築、広告物の設置等については、自然景観に配慮し、伊吹山の自然景観を損なわないものとしてください。
- ・天然記念物指定区域およびその周辺地域における刈り取りなどの草地管理、外来種の駆除、補植などについては、伊吹山自然再生協議会において協議のうえ、その取り組み方針に従ってください。

(施設管理について)

- ・遊歩道・登山道・ドライブウェイ等の補修等に当たっては、形状を大きく変えない工法、在来種による緑化など、景観と自然環境の保全に配慮してください。
- ・遊歩道や登山道・ドライブウェイ・山小屋周辺等の刈り取りについては、山地草原種の保全のため、最低限の幅とし刈り取り時期を考慮してください。
- ・スキー場・パラグライダー場の草地管理については、牧草の種子を散布せず、在来種による緑化に努めてください。また、刈り取り時期は山地草原種の保全を考慮するなど、伊吹山の自然の保全に配慮して実施してください。
- ・草地管理・歩道管理・車道管理等の作業時に植物の踏みつけなどに注意してください。
- ・ゴミや生活排水の処理を適切に行ってください。
- ・施設の整備等に当たって外来種・園芸種を持ち込まないでください。

(利用者に対する働きかけ)


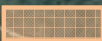
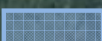
- ・利用者に対して野生動物に対する餌付けやゴミの投げ捨てをしないように指導してください。
- ・利用者が遊歩道を外れて歩かないよう指導してください。



採掘区域(縮小案)



850ML

-  採掘区域(縮小案)
-  保安林区域、現解除予定区域
-  保安林区域、縮小案解除区域